

第 1 緑の基本計画の策定について

1 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条に基づき、まちの緑全般について、将来像とそれを実現するための施策を明らかにし、都市公園の整備、緑地の適正な保全及び緑化の推進を計画的に実施するための総合的な計画です。

- 市の都市計画区域内の緑の全てに関する計画です。
- 市が策定主体であり、地域の諸条件を踏まえた計画として策定するものです。

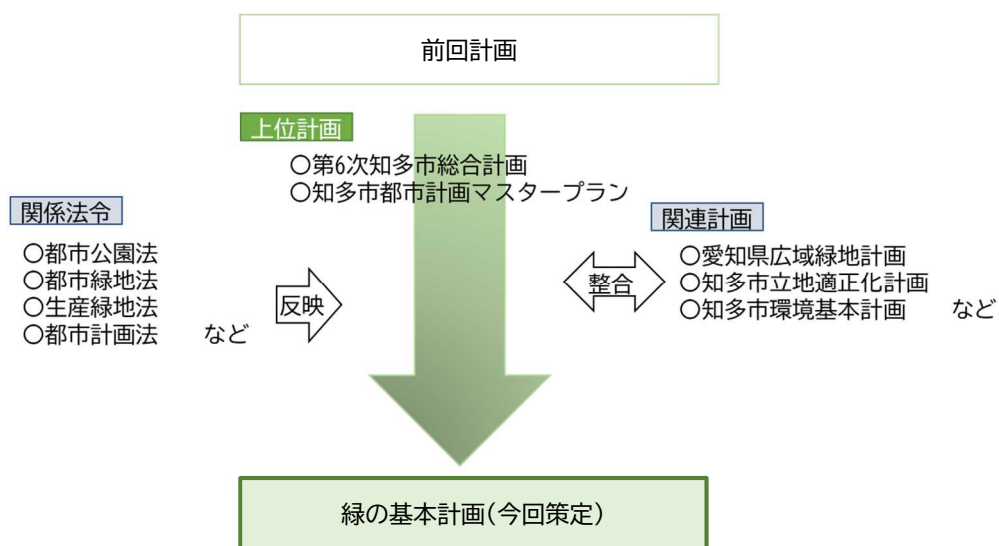
2 策定の背景

平成 22 年 3 月に策定された知多市緑の基本計画（以下「前回計画」という。）の策定後、上位計画の策定等が行われたため、本計画について見直しを行うものです。

上位計画の名称	期間	位置付け
第 6 次知多市総合計画	令和 2 ～ 11 年度	本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針
知多市都市計画マスタープラン	令和 3 ～ 12 年度	本市の都市計画の総合的な指針

3 緑の基本計画の位置付け

「第 6 次知多市総合計画」に即し、「知多市都市計画マスタープラン」を踏まえたものであるとともに、関係法令や関連計画との整合を図った、緑に係る総合計画として位置付けます。



4 緑の基本計画の対象

緑の基本計画では、樹木、草花によって覆われている土地や水辺など、広い範囲の緑を対象とします。



水辺の緑



農地の緑



植林地の緑



里山の緑



公共施設の緑



街路樹の緑



公園の緑



生きものをつなぐ緑



5 計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

また、計画の進捗や効果の検証を適宜行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 緑の基本計画の対象区域

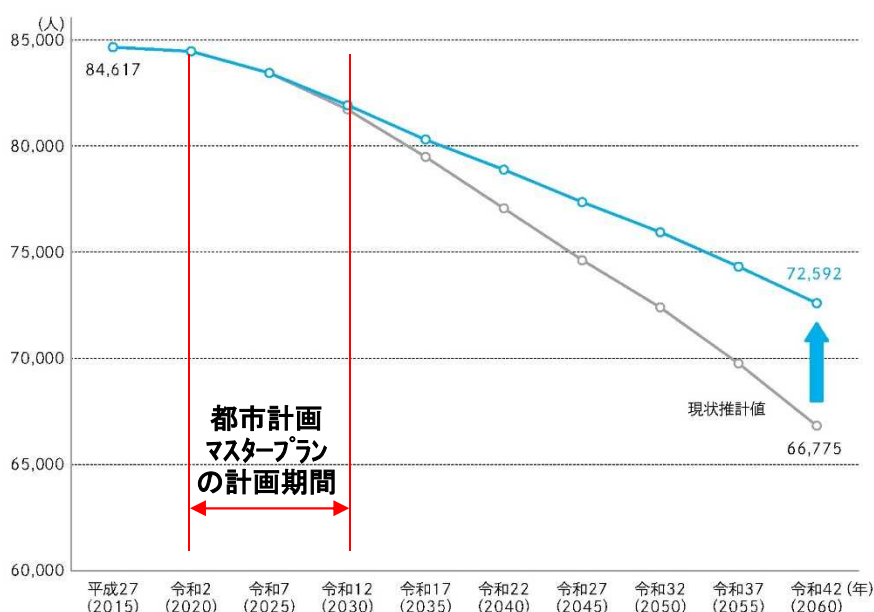
- 計画の対象区域は、都市計画区域である市全域（45.90km²）とします。
- 佐布里水源の森周辺を緑化重点地区とします。

(3) 対象区域内の人口の見通し

対象区域内の人口の見通しについては、「知多市都市計画マスタープラン」を踏まえ、約82,000人とします。

【人口フレーム】

第6次知多市総合計画で推計した将来人口のうち、本計画の目標年次である令和12(2030)年の将来人口約82,000人を人口フレームとして採用します。



<人口の将来展望>

- 本市の人口推計を行ったところ、令和42(2060)年の推計人口は約67,000人で、平成27(2015)年と比較すると約2割の減少が見込まれます。
- 本市の人口減少は避けられないものとして受け止めた上で、取り組む様々な人口減少対策により、減少幅の抑制に努めます。
- 令和42(2060)年に人口70,000人程度を確保することを目指して、各種施策に取り組むこととします。

出典：知多市都市計画マスタープラン



6 緑を取り巻く最近の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs は、平成 27 年の国連サミットで採択された目標で、持続可能な社会の実現のため、SDGs の達成に向け、17 項目の目標が示されています。その中で、知多市緑の基本計画に関連する目標は、次のとおりです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



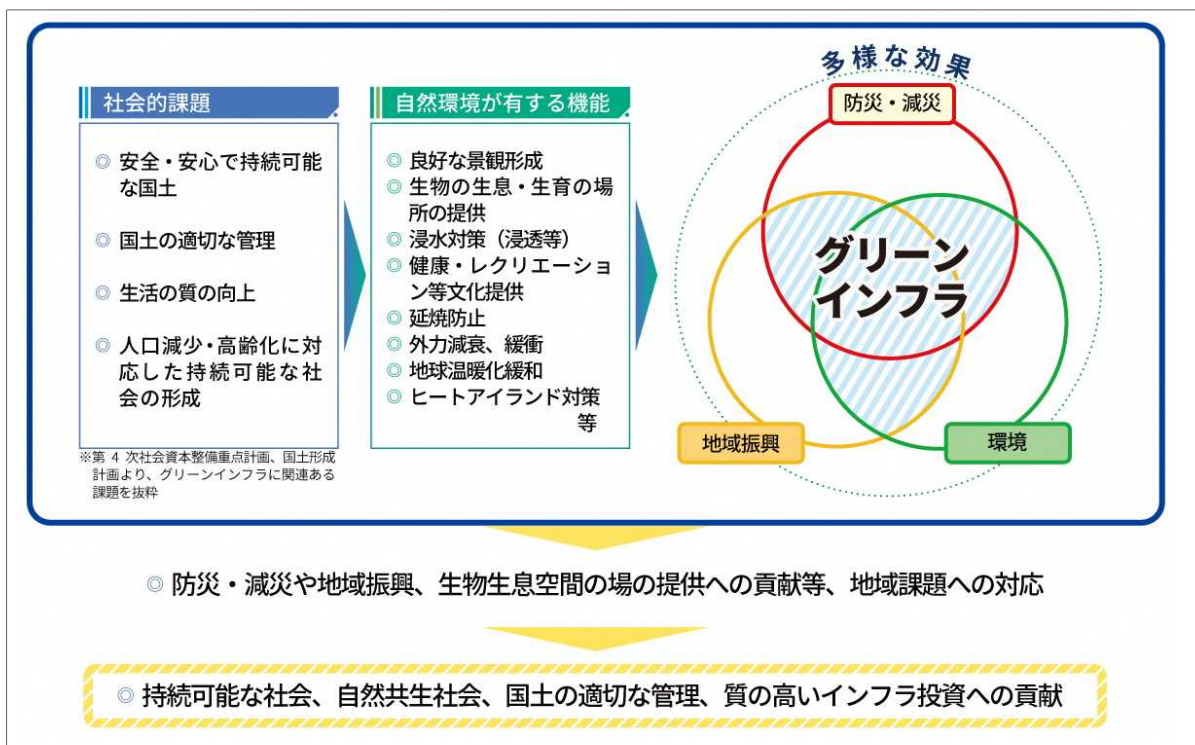
【目標の内容】

- 目標 11 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
- 目標 13 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る。
- 目標 15 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め、逆転させるとともに、生物多様性の損失に歯止めをかける。
- 目標 17 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センター

(2) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本市でも、様々な施策におけるグリーンインフラの取組を通じて、人が自然とよりよく関わることのできる緑と水の豊かな生活空間の形成を目指します。



出典：国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」



(3) 関係法令の動向

緑に関連する主な法改正として、次の点が挙げられます。

名称	把握すべき内容	改正時期
都市公園法	官民連携等による都市公園の再生・活性化 等	平成 29 年
都市緑地法	緑の基本計画の記載事項を追加 (都市公園の管理方針) 等	平成 29 年
生産緑地法	特定生産緑地制度の創設(現行の生産緑地制度の実質的な延長、貸借制度等の追加) 等	平成 29 年



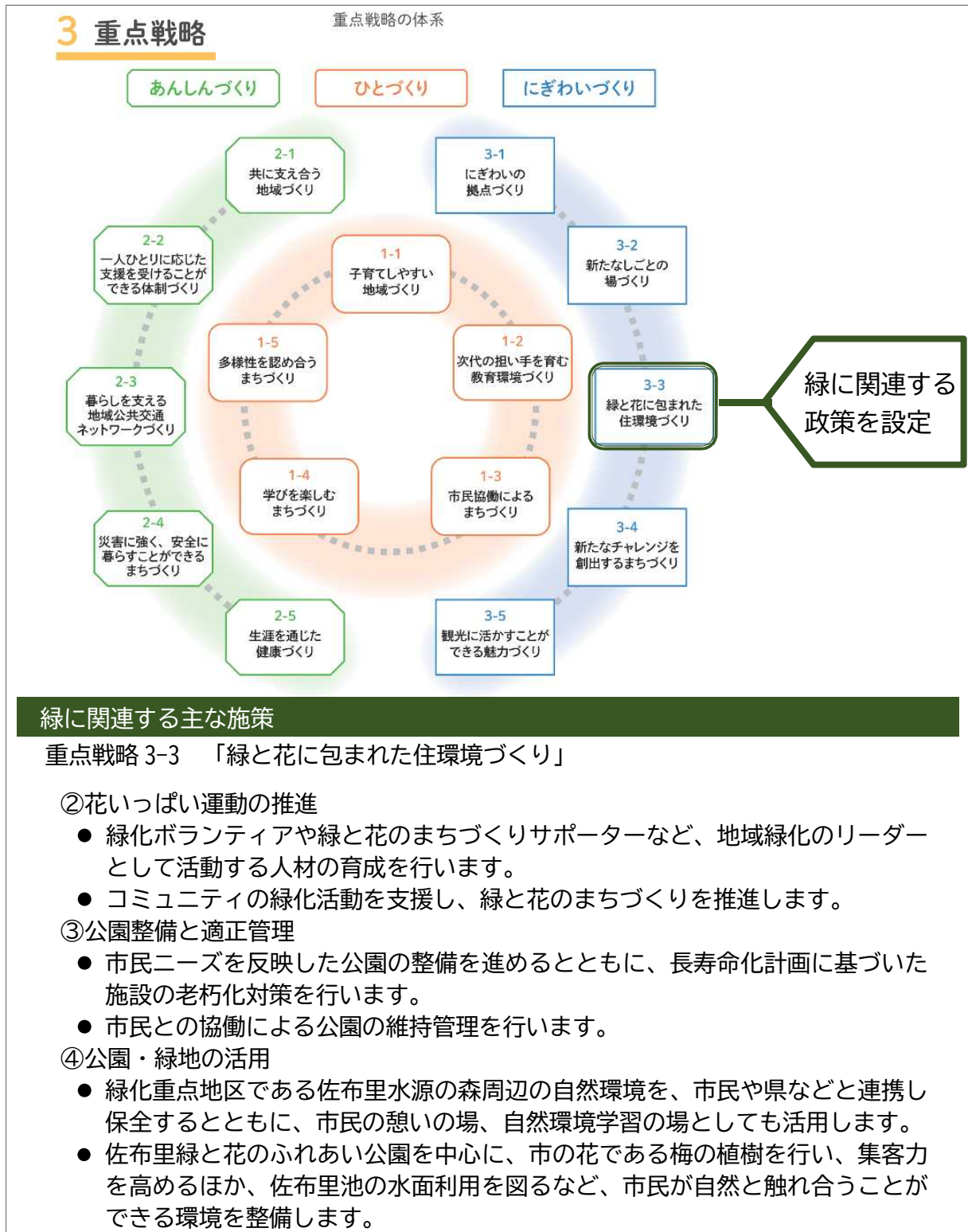
出典：国土交通省「基礎資料 都市緑地法等の一部を改正する法律」



(4) 上位計画の動向

○ 第6次知多市総合計画

○ 将来像「あたらしく、知多らしく。梅香る わたしたちの緑園都市」の実現に向け、以下に示す重点戦略を掲げています。



緑に関連する主な施策

重点戦略 3-3 「緑と花に包まれた住環境づくり」

②花いっぱい運動の推進

- 緑化ボランティアや緑と花のまちづくりサポーターなど、地域緑化のリーダーとして活動する人材の育成を行います。
- コミュニティの緑化活動を支援し、緑と花のまちづくりを推進します。

③公園整備と適正管理

- 市民ニーズを反映した公園の整備を進めるとともに、長寿命化計画に基づいた施設の老朽化対策を行います。
- 市民との協働による公園の維持管理を行います。

④公園・緑地の活用

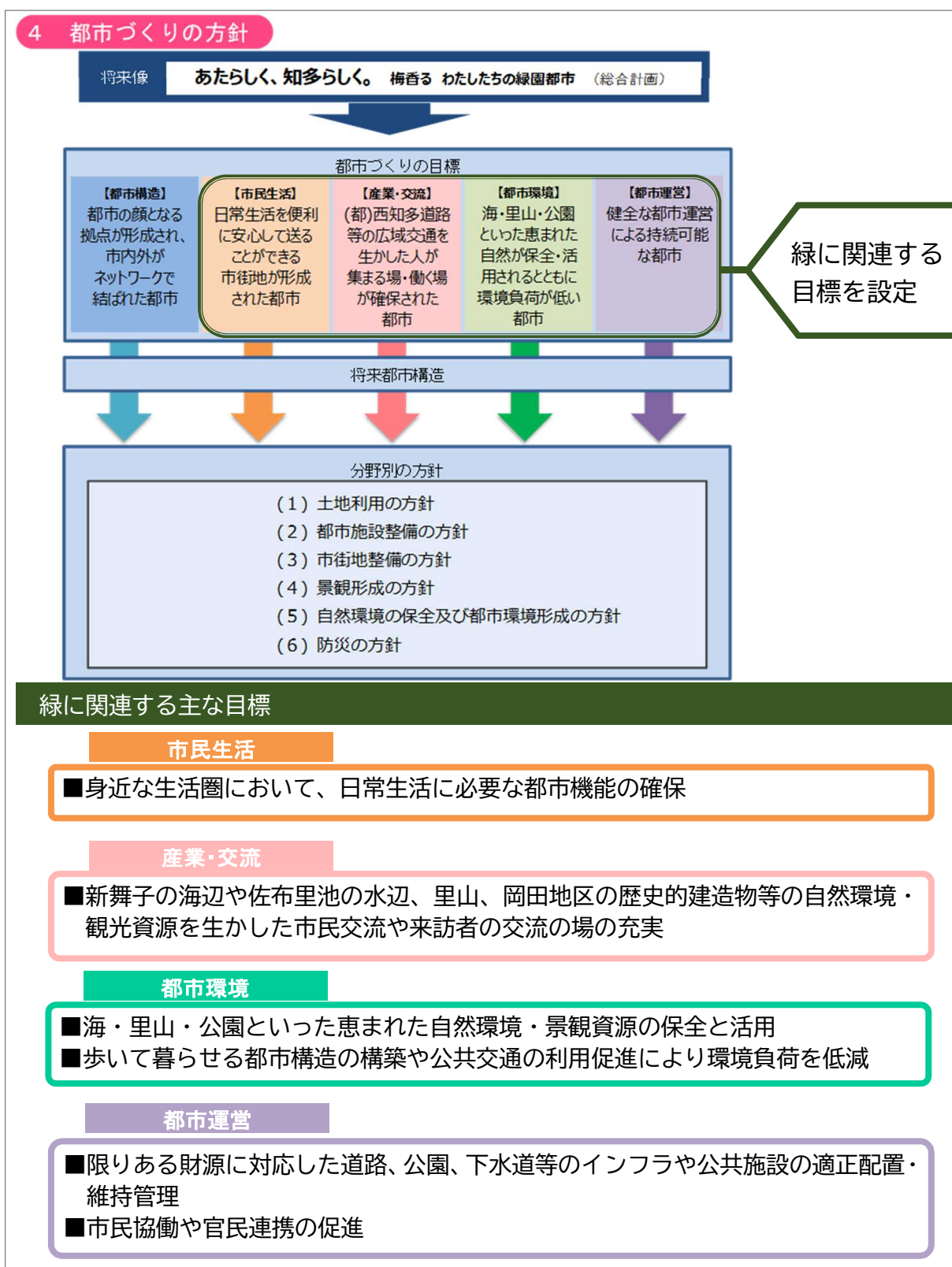
- 緑化重点地区である佐布里水源の森周辺の自然環境を、市民や県などと連携し保全するとともに、市民の憩いの場、自然環境学習の場としても活用します。
- 佐布里緑と花のふれあい公園を中心に、市の花である梅の植樹を行い、集客力を高めるほか、佐布里池の水面利用を図るなど、市民が自然と触れ合うことができる環境を整備します。

出典：第6次知多市総合計画



○ 知多市都市計画マスタープラン

○ 本市が目指す将来像を達成するため、以下に示す都市づくりの方針を掲げています。



出典：知多市都市計画マスタープラン



(5)関連計画の動向

○ 第3次知多市環境基本計画

○ 基本理念の実現に向け、以下に示す基本目標、基本施策を掲げています。

基本理念

つくる、つたえる、つなぐ
～未来に続く ふるさと知多～

基本目標4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

【基本施策】

4-1 生物多様性の保全

【取組】

- 多様な生物の生息・生育環境の保全
- 特定外来種・鳥獣害の対策の推進
- 生態系ネットワークの形成【新規】

緑に関連する主な目標

■自然環境の保全や質の向上を図り、生態系ネットワークを始めとした生き物の生息・生育空間の「つながり」を確保することで、人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまちを目指します。

出典：第3次知多市環境基本計画

○ 知多市立地適正化計画

○ 計画を実現する施策として、居住誘導区域内へ居住の誘導を図るため、緑化・緑地の保全に関する施策を設定しています。

1 居住誘導区域内へ居住を誘導するための施策

■良好な居住環境の形成に関する施策

公共交通の利便性向上や良好な居住環境の形成、障がい者・高齢者の暮らしやすさの向上等により、住宅地の魅力を高め、居住の誘導を図ります。

緑に関連する主な目標

<緑化・緑地の保全>

- 現況の公共施設緑地については、維持・改善に努め、オープンスペースとしての公開性の向上を図ります。
- 良好な自然環境を有する樹林地を市民緑地として、その保全を図ります。
- 現在実施している「花いっぱい運動」に園芸福祉の理念を取り入れ、園芸に触れたり、取り組むことによって心が豊かになる効果等を利用し、市民の誰もがより健康で幸福になれるような緑と花のまちづくりを推進します。
- 住宅地における緑化推進、公共施設や商業施設等における屋上・壁面緑化等の推進により、市街地における地表温度上昇の抑制や低炭素社会実現に向けた取組を行います。

出典：知多市立地適正化計画

